ご家族の死亡手続をされた皆様へ

~税に関する手続きについて~

ご家族等の死亡により、相続や世帯主の変更等が発生し、納税義務者の変更がある場合には申請が必要となります。下記の内容を参考に手続きをお願いします。

【税全般について】

(納税義務の承継等)

納税義務者の死亡により相続が生じた場合、納税義務についても相続人に承継されます。 死亡された後に納めていただく税金がある場合や支払いが滞っていた税金がある場合には、 相続人に納めていただくことになります。(相続人が複数の場合、各相続人の納税義務は、 相続持分に応じて按分された額になります。)

(相続人代表者の届出) ※裏面の記入例をご参照ください。

死亡された方にかかる税についての納税や、還付に関する書類を受領していただける代表者を「相続人代表者指定届出書」にて届け出てください。

なお、この届出は、実際の権利義務・相続登記・所有権変更とは関係ありませんが、相続人 代表者は、死亡された方にかかる固定資産の相続登記や軽自動車の名義変更が完了するまで の間、税法上の所有者として取り扱います。

(相続放棄をされた場合)

相続人全員が相続放棄された場合、納税義務は発生しません。その場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理証明書」の写し等を提出してください。

(口座振替の変更)

死亡された方の口座にて口座振替をしていた場合、廃帳により口座振替は停止します。振替可能な口座での口座振替依頼書の提出をお願いします。

【町県民税(住民税)】

• 町県民税は毎年1月1日を基準として課税されますので、死亡された方の町県民税は、その年の課税分までお納めいただきます。

【固定資産税】

・固定資産の所有者を変更される場合は、下記の管轄所での手続が必要となります。

(変更手続先)

福井地方法務局 武生支局 (越前市新町9号9番地11)☎0778-22-0194

なお、未登記家屋の所有者変更については、役場税務課にて承ります。

【軽自動車税】

・原付・軽自動車等を相続人の方等が引き続き使用する場合は、下記の管轄所にて名義変更 の手続が必要となります。

(変更手続先)

- 四輪 ……軽自動車検査協会福井事務所(福井市浅水町138-11-3) ☎050-3816-1774
- 二輪 ·····中部運輸局福井運輸支局 (福井市西谷1丁目1402) ☎050-5540-2057
- 原付 小型特殊自動車 ……役場税務課

※原付・軽自動車等を購入した自動車販売店やディーラーにご相談いただいても結構です。

【国民健康保険税】

- 国民健康保険税は月割によって計算します。死亡された方が国民健康保険に加入していた場合、死亡された月の前月分まで(ただし死亡された日が末日の場合は死亡された月まで)で計算します。
- 国民健康保険税は世帯主が納税義務者となります。国民健康保険への加入状況にかかわらず、死亡手続により世帯主が変更になった場合、納税義務者も変更されますので、口座振替をご利用の場合は、変更後の世帯主での口座振替依頼書の提出が必要となります。

お問合せ先: 越前町役場税務課 ☎0778-34-8709

相続人代表者(現所有者)指定届出書

越前町長 殿 年 月 H

(EII)

届出人 住 所 越前町西田中13-5-1

> 氏 名 越前 太郎

電話番号 0778 - 34 - 8709

被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を指定したので、地

方税法第9条の2第1項(地方税法施行令第2条第6項)の規定により、次のとおり届け出ます。 また、相続登記が完了するまでの間、越前町税条例第74条の3の規定に基づき、この代表者(現所有者)が地方税法第384条の3に規定する「現所有者」であることをあわせて申し出ます。

	亡くなった方の氏名	死亡時の住(居)所	死亡年月日				
被相続人	フリガナ エチゼン ハナコ 越前 花子 ※住民C	越前町西田中13-5-1	令和 2年 5月 5日				
相	氏 名	住(居)所	続柄 相続分				
現 競人代表	フリガナ エチゼン タロウ 越前 太郎	越前町西田中13-5-1	夫	1/2			
者(代表者以外の相続人(現所	※住民C フリガナ エチゼン イチロウ 越前 一郎	電話番号 0778-34-8709 越前町西田中13-5-1	長男	1/4			
	ブリガナ オタ ミヤコ 織田 宮子	越前町織田36-1	長女	1/4			
	フリガナ 合孫) の氏名を記載 ※第1順位がいなけれ	相続人欄には被相続人から見て第1順位である配偶者および子(子がいない場合孫)の氏名を記載する。 ※第1順位がいなければ第2順位である両親(両親がいない場合祖父母)の氏名					
所有者)	場合は甥姪)の氏	を記載する。第2順位がいなければ第3順位である兄弟姉妹(兄弟姉妹がいない場合は甥姪)の氏名を記載する。 ※被相続人の養子縁組である場合は、子となるので第1順位となる。					

※の項目は記入しないでください。

処理欄

【相続人代表者】

町県民 固定	軽自	国保	納 税	口座
--------	----	----	-----	----

【現所有者】

土地	家屋	